

うかも含めて話をしていきたいと考えております。

○浅野敏明議長 10番、鈴木富美子議員。

○10番 鈴木富美子議員 ぜひ、空き家もありますし、その辺をうまく利用して、市としてもいろんな援助をして人材の確保に努められればいいかなと思います。ぜひ今後ともみんなで協力しながら、複合施設も含めてやっていただければと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○浅野敏明議長 ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

平 進介議員の質問

○浅野敏明議長 次に、順位3番、議席番号9番、平 進介議員。

(9番平 進介議員登壇)

○9番 平 進介議員 令和4年3月定例会に当たり、共創長井として代表質問を行います。

質問に入る前に、申し上げます。今、世界の平和が脅かされております。ロシア軍によるウクライナへの侵略戦争に強く抗議するとともに、即時完全撤退を求めるものであります。

それでは、質問に入ります。

今、長井市は、老朽化が著しい公共施設等の大規模整備事業を行っております。これらの施

設は、いずれも施策の優先順位や財政事情等により先送りされ、再整備が待ったなしの状態となっているものであります。また、教育と子育てをまちづくりの真ん中に据え、公共複合施設の整備に着手するなど、持続可能な長井市の実現に向けてかじを取り、進めております。整備に当たっては、将来への負担を軽減するため、国、県等の財源を少しでも多く確保し、事業に取り組もうとする強い姿勢が見られます。こうした財源の確保に取り組む姿勢は、これまでの市行政にはなかなか見えなかったところであり、より財政に負担のかからない事業メニューを模索しながら、施設整備や行政運営を行おうとする内谷市政と職員の頑張りを高く評価し、敬意を表するものであります。今後とも引き続き真摯に市民目線で行政運営を展開し、市民参加型の持続可能なまちづくり、支え合う地域づくり、寄り添うまちづくりの推進に向けて一層の努力と活躍をご期待申し上げます。

それでは、今般、議会に示された令和4年度施政方針について質問を行います。

施政方針の中の各個別施策の主な取組から、特に2つの個別施策について具体的な事業展開などについて提言を含めてお聞きしてまいります。なお、1については市長から、2については副市長から答弁をお願いいたします。

1、令和4年度施政方針、安心・安全分野について、みんなで築く安心・安全なまちづくりから。この項では、大きく4点についてお聞きいたします。安全・安心なまちづくりは、市民と共につくり上げていくことが大事だと考えておりますので、そうした観点からお聞きしてまいります。

(1) 防災対策としての砂防堰堤の推進について。

施政方針で述べられているように、近年、地球温暖化等の影響により全国各地で豪雨や地震などの大規模災害が頻発しております。長井市

においても、平成25年、平成26年の豪雨により市内各所で被害が発生いたしました。また、令和元年10月の台風19号でも、市内各所に避難所を開設し、最大500名近くの市民が避難する事態となりました。

さらに、令和2年7月に発生した豪雨では、市内29地区に避難勧告を発令、11か所の避難所を設けるなど、市民生活は雨が降るたびに不安にさらされている状況であります。この豪雨は、山形県内全域に大きな爪痕を残しました。特に最上川流域に甚大な被害をもたらし、村山市や大石田町、大江町等においては越水や溢水が発生し、県民生活に大きな支障を来しました。

この災害対策として、国、県、市町村等で組織する最上川流域治水協議会が発足、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトを策定し、令和2年度から10年間、全体事業費、約1,790億円をかけ最上川水系流域治水対策事業を進めております。このプロジェクト事業は、最上川の支流となる河川も対象となっていることから、私は、昨年9月定例会の一般質問において、県管理である一級河川等の整備について積極的に働きかけていただきたいと要望いたしました。このたびは、長井市を囲むいわゆる西山と東山から流れ出る小さい河川、一級河川でない普通河川等に係る砂防堰堤の築堤について、プロジェクト事業の財源活用なども含め、県に強く要望していただきたいというものであります。砂防堰堤は長井市内に数多く整備されておりますが、それでもまだまだ安全が確保されている状況とは言えません。

1つの現状を申し上げます。西根地区の仁府地内にある地元では弁天沢川と呼んでいる河川、県では利根林沢としている河川であります。本河川は平成25年、平成26年の豪雨で河川が氾濫したため、住宅が建つ付近の河川整備は行われましたが、上流部は未整備のままになっております。この場所は、県で土砂災害のうち土石流

特別警戒区域に指定している箇所であります。上流部にあった2つのため池は、豪雨により貯水不能な危険極まりない状態となっていたことから、数年前に撤去していただきました。それでも上流から岩石が河川を転がり落ちてきて、埋めるような状態となっております。下流の水田は、現在、県事業の草岡地区農地整備事業が進められており、当該事業にも影響ができることは必至となっております。さらに、すぐ西側に長井盆地西縁断層帯が走っており、安全対策は喫緊の状況となっております。

こうした地域は、市内を点検すればほかにもあると思います。豪雨災害等から住宅をはじめ里山、農地等を守るため、砂防堰堤の整備について、市の重要事業として国、県に要望し、早急に対策を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(2) 災害等から高齢者等を守る対策の推進について。

施政方針では、高齢者や障害者等の避難行動要支援者を地域ぐるみで助け合える公助・共助の仕組みづくりを強化してまいりますとあります。地域で支え合う社会の実現に向けた具体的な取組について伺います。

①避難行動要支援者制度、②見守りお伺いコール事業及び③災害時に無事を知らせる黄色の旗については、いずれも高齢者等が一人で申請や登録を行うことは難しいと思われる事業であり、関連する項目ですので、まとめてお聞きをいたします。なお、①と②については現在長井市で行っている事業ですが、③については新しい事業として提案させていただきます。

これらの事業を具体的に展開するためには、地区長、民生委員、自主防災組織、地区住民が連携した地域ぐるみの活動を展開することが重要であります。地区長制度や民生委員制度は確立しております。しかしながら、自主防災組織については、市内の組織率は100%近くにはな

っておりますが、具体的な活動や実質的な体制については、各組織によりかなり温度差があるのではないかと感じております。

①の避難行動要支援者の避難行動支援制度及び②の見守りお伺いコール事業については、高齢となっても元気なうちは関心がなくとも、年齢を重ねるうちに体調の変化とともに関心が高まってくることも十分考えられます。そのため定期的なPRと勧奨活動が必要ではないかと思っております。

具体的にお伺いしてまいります。

①避難行動要支援者の避難行動支援制度について。災害対策基本法の改正により災害時における避難の支援をより確かなものにするため、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられております。災害時に避難支援者等に携わる避難支援等の関係者である地区長、自主防災会、民生委員、社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署に平常時から名簿を提供できるようになったものです。手続は、登録希望者が登録申請書と個別計画を市に提出するというものであります。避難行動要支援者とは、災害時、自ら避難することが困難で、特に支援を要する在宅者としております。具体的には、65歳以上の要介護3以上のみの世帯のほか、障害者手帳を所持する方などが対象となっております。また、75歳以上の単身を含む高齢者のみの世帯、こうした方々を要支援者と定義しております。

この件について、過日、80歳になる独り暮らしの方から相談を受けました。文書が届いたが、内容を含め、どのようにしたらいいかわからないので、相談に乗ってほしいというものであります。結果的に登録申請書を市役所に提出する手続をしました。しかし、個別計画については、地区長や民生委員と相談して記載していただきとの表記でしたので、この手続はできませんでした。

災害時の避難支援をより確実にするためには、

要支援者名簿と個別計画が非常に有効と思っております。この名簿作成と個別計画の策定手続を高齢者に寄り添う形で進められないかということでもあります。具体的には、この手続に際して、地区長、民生委員が関わることは当然ですが、自主防災組織も関わって登録申請や個別計画をつくることできないだろうかということでもあります。そして自主防災組織の平常時の活動の一環として位置づけて推進を図ることはできないかと思うのですが、いかがでしょうか。

②見守りお伺いコール事業について。

この事業は、65歳以上の独り暮らしや高齢者のみの世帯が対象で、急病や災害などの緊急時に見守りお伺いコール装置のボタンを押すと、受信センターと24時間緊急連絡が取れ、関係機関への連絡を受けられるというものであります。また、定期的に看護師が電話して健康状態等の確認を行い、相談を受けることによって健康管理と安全確保を図り、孤独感の解消を図るというものです。申請に当たっては、家族状況のほか、緊急時に様子を見に伺う協力員2名の登録が必要となります。高齢者にとっては、書類の記入や協力員2名をお願いしなければならないといった行動がおっくうになっているようです。自分のためとはいえ、大きな負担となっております。この事業においても、地区長、民生委員のほか、自主防災組織も関わりながら登録作業等をお手伝いして、いざというときに備える体制づくりができないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

先ほども申し上げましたが、避難行動要支援者の避難行動支援制度や見守りお伺いコール事業は、元気なうちは自分には関係ないと思い、手続をしないということもありますが、年を重ねていくうちに次第に体調等に不安を覚えてまいります。すると、こうした制度に関心が向くということも出てくると思っております。そのため、ある程度の間隔を置きながらも継続的にお知らせ

せし、確認するということも必要だと思います。市が関係する組織同士が連携し合い、高齢者等に寄り添う優しいまちづくりをつくり上げていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

③災害時に無事を知らせる黄色の旗について。

災害時における安否確認作業は非常に重要ですが、状況によっては時間のかかる活動となります。こうした災害時の安否確認作業をできるだけ短時間化するための対策として、住民同士が玄関先に掲げた旗の有無で安否を判断し、素早く避難できる体制をつくれないうかという提案であります。

具体的に、山形市第三地区町内会では、災害時の安否確認に役立てようと、黄色の旗を作り、地区内の世帯に配布して災害時の避難や救助判断に活用しているようであります。災害時における無事を確認する活動を側面から支援する体制が必要であります。他地区の先進事例に学び、地区長のほか、自主防災組織と一体となった活動を推進して、災害時の避難行動や救助活動に生かし、市民の安全・安心を確保することが重要と考えます。現在、自主防災組織には活動に対する補助金を支給しております。額は、世帯数区分により1万円から3万円の範囲内としておりますが、これらの活動支援として補助金の見直しを図り、自主防災組織の活動として取り組んでいただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(3) 無蓋貯水槽から耐震性防火水槽への更新促進について。

今年1月、夜中に勸進代地区内で住宅火災が発生し、常備消防、消防団が夜を徹しての懸命の消火活動を行っていただきました。今年は、大雪で、さらに深夜で冷え込んだ状況であったことから、通常以上に大変な消火活動だったと思います。家族は、高齢者の二人暮らしで、当日は2人とも在宅し、2階で休んでいた夫が階

下で音がしたのに気づき、下りてみると、居間付近で火が上がり、消火しようと試みたようですが、火の勢いが強く、妻と共に避難するのが精いっぱいだったようであります。住宅は全焼し、柱も焼け細りの状態で、2階建てだったとは思えないほどでありました。

水利は、消火栓から取ったようですが、実は近くに無蓋貯水槽がありました。道路脇にあったのですが、今年の大雪のため雪が山のように積もっており、そこから取水するのを断念しての消火活動だったようであります。現場から約70メートルのところにあった無蓋貯水槽がその役目を果たせなかったというのが非常に残念なことでありました。市では無蓋貯水槽から耐震性防火水槽への更新を行っているところですが、こうした現実もあることを検察いただき更新する数を多くし、できるだけ早期に更新を完了できないかと思います。無蓋貯水槽は地域の皆さんが泥上げ作業を行い、貯水槽の周りの草刈りなども行って管理しているところですが、人口減少に伴う世帯数の減少と高齢化により作業に携わる人数も減ってきており、毎年大変になってきている状況であることもぜひ勘案いただきたいと思います。市内の無蓋貯水槽の数と更新の状況、そして今後の更新の方針について伺います。

(4) 住宅用火災警報器の更新、推進について。住宅用火災警報器は、住宅火災から大切な家族を守る大事な役割を果たします。設置場所は台所や寝室等で、寝室が2階にある場合は階段にも必要となります。現在は全ての戸建て住宅に設置が義務づけられております。

住宅用火災警報器の設置推進に当たり、10年ほど前に地区長連合会や消防団が火災警報器の設置促進に向けた活動を実施されたと記憶しております。おかげで設置率が高まり、市民の安全安心が担保されたところですが、当時電池の寿命は約10年ということでしたので、現在当時

のものがそのまま設置されているとすれば万一のときに火災警報器が作動しない可能性が高いことが想定されます。また、火災警報器の性能そのものの劣化による不作動なども想定される場所です。全国の火災のうち、住宅火災の死者の約7割が65歳以上の高齢者と言われております。特に深夜の火災は逃げ遅れの原因にもなります。住宅用火災警報器の設置及び更新について、地区長会や自主防災組織などと連携を図りながら推進活動を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次の大きな項目に移ります。2、令和4年度施政方針（行財政運営分野）について。市民と共に未来を創る体制づくりから伺います。

（1）行政課題の多様化と事務量、質とも増加する職務に対する職員の人材育成と健康管理、メンタルヘルス対策について。施政方針から一部引用いたします。「近年、行政課題は多様化しその業務量、質ともに増大しています。このため、人材育成を目的とした年度ごとの研修計画を策定し、派遣研修及び独自研修を実施して、職員一人ひとりのスキルを向上させ、その能力を最大限発揮できる環境を整えることで、行政課題への柔軟な対応及び市民サービスの充実に努めてまいります」とあります。市民サービスを推進し、行政運営事務を執行する職員は市の大切な財産だと思います。職員の資質向上を図ることはとても重要ですが、あわせて定年までしっかりと職務に従事できる職員として健康管理やメンタルヘルスを確保することも人材育成の大切な部分であり、人事行政に携わる者の重要な役割だと思います。

令和3年度の人事異動方針によれば、職員一人一人の能力が最大限発揮できるよう職員の意欲や適性などを考慮した適材適所の配置や、男女を問わず職員の能力が十分に発揮されるような配置としております。異動に際しては、毎年全職員に職場希望調書を配付し任意による提出

となっております。内容は、担当職務の適性、量、質、満足度のほか人事異動希望、健康状態、家族事情、自由意見等を記入することができるようです。また、管理職である各所属長から「人事に関する配慮事項について」として所属組織に対する配慮や人員配置等に対する意見等を求め、人事等の参考として活用しているようであります。

行政の多様化と事務量、質とも増加する中で、これまで以上に職員管理が大切になってきていると感じております。職員がストレス等により適応障害や心身疾患となってしまう、休暇や特別休暇、休職となっている状況が増えているのではないかと危惧しているところです。行政の多様化と同様に、職員も一人一人の能力も適性も違います。体調不良や悩み等を聞き安全衛生上の問題はないかを確認するなど、個々の職員への配慮と対策を取った人事行政が必要ではないかと思っております。適応障害や心身疾患等を早期に把握し、対策を講じながら定年までしっかりと市民のために職務が遂行できる職員づくりの方向性と対応策について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 共創長井の代表質問である平進介議員のご質問、ご提言にお答えを申し上げます。

まず、議員のほうからは、現在の職員ははじめ行政運営に頑張っているということの評価いただきまして誠にありがとうございます。

去年の5月から、本当に50年ぶりぐらいだと思わんですが1つの庁舎でようやく働くことができましたので、ぜひ連携をしっかりと取りながら頑張ってもらいたいと思いますので、引き続きご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

平進介議員から私のほうにいただきましたご質問、ご提言は1点、令和4年度の施政方針、安全安心分野ということで大きく4つほどご質

間、ご提言いただきましたので、順次お答え申し上げたいと思います。

この項でも、安全安心なまちづくりはやはり行政だけではこれ到底できない、市民と共につくり上げていくことが大事だと。そういった観点からのご提言でございました。ありがとうございます。

まず、最初の防災対策としての砂防堰堤の整備促進についてお答えを申し上げたいと思います。

市内には、西根地区、伊佐沢地区を中心に土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が58か所ございます。そのうち砂防指定地が37か所あり、これまで砂防堰堤や流路の整備が行われてきました。県では、現在マキノ沢、これ平成28年から1億8,000万円、あるいは出来ヶ沢、これ平成16年から5億8,400万円、そして毛無沢、これ2億円の砂防堰堤工事を実施させていただいており、市の重要事業要望でも事業推進をお願いしているところでございます。

議員からもございましたように、近年の気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、仁府地内の利根林沢の砂防堰堤等の整備をはじめ、市内の県管理河川での早急な治水対策の取組について、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトでの最上川水系の流域治水対策事業が行われているこの機会を捉えてしっかりと要望してまいりたいと思います。

また、全国的には土砂災害特別計画区域に指定されていない区域であっても土砂災害が発生している事例もありますので、指定されていない地域での再点検についても併せて要望してまいりたいと思います。

やはりそうですね、羽越水害以来、特に小国町、羽越水害で非常に災害が甚大だったわけですが、それが昨今はほとんど小国町は被害が生じてない。この一番の要因というのは、国の直轄の砂防堰堤の整備が見事に進んでるか

らですね。やっぱり私もいわゆる集中豪雨における水災害のメカニズムをしっかりと把握しとかなきゃいけないんですが、やはり私も市町村はもちろんです、県もその砂防堰堤についての重要性というのはようやくここに来てご理解いただいたなと思っております。やっぱり砂防堰堤でしっかり一番最初の備えとしてそこで集落に、あるいは最上川に通じる県の河川の急な氾濫を止めるにはこれが一番有効だと思っておりますので、ぜひ引き続き頑張ってもらいたいと思いますのでよろしく願いいたします。

2点目の災害等から高齢者等を守る対策の推進についてということで、まずは避難行動要支援者の避難行動支援制度についてご意見、ご提言をいただきました。

令和3年度の災害対策基本法改正で個別計画の策定が市の努力義務として位置づけられるなど、避難行動要支援者制度の広がりには必要不可欠となっているために、平議員にご提案いただいている自主防災組織の平常時の活動に位置づけて避難行動要支援者名簿個別計画作成の推進を図ることは大変有意義なご提言いただいたと考えております。

一方、この制度では名簿情報の提供について災害対策基本法第49条の11第2項で市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合はこの限りでないとされておりまして、個人情報保護の観点から平常時に名簿提供を行うには本人の同意が必要とされております。

避難行動要支援者名簿の提供意向確認及び個別避難計画の作成について、令和元年度に避難支援等を必要とする2,000人を対象に意向調査を実施いたしまして、約600人の方から同意をいただいております。今年度は令和元年度の調査で未回答の方や、新たに対象者となった1,800名の方に名簿提供に関する意向確認と特別避難計画作成をお願いしているところです。

現在集計中でございますが、2月末日時点で回答者は名簿対象者の約50%、1,042件となっております。約400人の方から同意をいただいております。現在までのところ、約600名の方が個別避難計画を策定しております。

また、昨年11月から12月にかけて地区長、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会、長井警察署、長井市消防団、西置賜行政組合、消防本部などの避難支援等関係者に位置づけられる方々を対象に避難行動要支援者制度について説明会を開催いたしまして、名簿及び個別避難計画の作成、更新への協力をお願いをしております。名簿提供にご同意いただいた方には個別避難計画が未提出の方もおられますので、個別避難計画の策定について避難支援等関係者の協力依頼を検討したいと考えております。

また、先進自治体では条例を定め個人情報の提供を平常時から実施している事例も見受けられますので、そういった事例を検証し、市の実情に合わせた制度になるよう検討していきたいと思っております。

なお、議員からいろいろご提言をいただきましたので、私どものほうでこの避難行動要支援者制度の取組について置賜の3市5町を聞き取りさせていただいたんですが、米沢市のほうでは対象人数が約1万2,000人。うち同意人数が3割程度の3,600人ぐらいだということですが、個別避難計画はまだ取り組んでいないという状況のようでございます。南陽市は対象者が1,900名、同意者が60名で個別避難計画が約30件ということのようでございます。西置賜の3町ですが、白鷹町は約240名で民生委員の意向調査、委員により聞き取りがおおむね完了していると。個別避難計画はまだ取り組んでいないけれども、今後は名簿情報で網羅できると考えていらっしゃるということでもあります。小国町は約170名が対象で、その意向調査とか個別計画に今後取り組む予定である。飯豊町は約250

名で、民生委員による聞き取りを意向を確認ということでおおむね完了しているが、個別避難計画はまだ取り組んでないということでございます。その点、長井市の場合は令和元年度の調査のときは先ほど申し上げましたけど発送数が2,046名、同意が663名で個別避難計画策定数が507名、令和3年度については発送数が1,723名で同意が444名、個別避難計画策定は402名ということで取り組まれておまして、令和4年3月3日時点での数字でございますが、全体として登録者数が2,025名で同意数が969名、個別避難計画策定数が637名ということで、長井市のほうではかなり地道に地区長さん、民生委員の皆様はじめ自主防災組織の皆様からご協力いただいて置賜地方の中では数字の実績を上げておりますけれども、やはりこれは限りなく100%にしなきゃいけないので、ぜひ今後とも議員からご提言いただいたように特に自主防災組織などにも働きかけて、できるだけ早く全ての方の計画がつくれるように頑張りたいと思います。

続きまして、見守りお伺いコール事業でございますけれども、これは議員からもございましたように65歳以上の独り暮らしの方や高齢者のみの世帯に対して緊急通報サービスの支援を行ったり、健康相談や災害時の安否確認を行うことで安心して生活ができるよう支援することを目的しております。

利用者が緊急時にボタンを押すと24時間いつでもコールセンターにつながりまして、あらかじめお願いしている協力者、これ2名指定ですが、に対しまして利用者宅に駆けつけるように依頼したり、場合によっては救急車を要請したりしてくださるということで、こういった事業であるため利用申請や協力者の選定についてはご利用者ご本人や親族にお願いして、ケアマネジャーや民生委員に対して手続の協力についてお願いしてきたところです。

一方、24時間夜中でも対応できる協力者をお願いするのが難しいという方もいらっしゃいます。議員のご提言のとおり、手続や協力員としての多くの方にご協力いただければ、独り暮らしでも安心して生活を送ることは可能になります。また、この事業に限らず、支え合いの地域づくりがこれからは必要となっておりま

す。先ほどの避難行動要支援者制度の徹底やらあるいはこういったお伺いコール、こういったところも今後は法人化でご同意いただきました各コミュニティセンターの皆様にもご協力いただいて、よりきめ細かい様々なこういった支え合いの地域づくりに努めてまいりたいと思っております。

続きまして、災害時に無事を知らせる黄色の旗ということで平議員からご提言をいただきました事業についてでございますが、無事を知らせる黄色の旗の活動について、今年度市の自主防災組織活動費補助金を活用しまして館町南地区が取組を始めたところです。今年度は地区内の要支援者、高齢世帯だけではなくて、アパートを除いた一般世帯に配付する230枚を購入しまして、避難訓練等で避難完了の目印として旗を掲げ、安否確認に活用する計画のようでございます。

市では自主防災組織の活動を支援するため自主防災組織活動費補助金、これは地区世帯数に応じて1万円から3万円までの補助でございますけれども、これと自主防災組織の防災資機材等整備事業費補助金、補助対象経費の2分の1で20万円の補助金が上限でございますが、これを予算化し地域防災力の向上を図っております。館町南地区のような先進的な取組について、多くの自主防災組織が共有できるような仕組みを今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、無蓋貯水槽から耐久性防火水槽への更新促進についてということでございますけれども、まずは被災された方には心からお見

舞い申し上げますとともに、寒い中、長時間にわたり消火活動をしていただきました消防団の皆様には感謝を申し上げるところでございます。

現在、長井市には有蓋の防火水槽が104基で無蓋貯水槽が大小合わせて40基ございます。無蓋貯水槽についてはご指摘のとおり老朽化が進んでいるものもございまして、消防団をはじめ地区の皆様には日頃から維持管理等ご負担をおかけしているところでございます。

整備の現状を申し上げますと、耐震性防火水槽と消火栓について隔年で2基ずつ緊急防災、減災事業債等を活用して更新整備を進めているところでございますが、ここ10年で耐震性防火水槽を11基整備し、無蓋貯水槽を4基撤去しております。市内にはまだまだ消防水利の少ない地域や設置要望が出てるところもございまして、今後も有利な起債を活用しまして計画的に整備してまいりたいと思っております。

なお、この緊急防災・減災事業債については本来であれば令和2年度で終了だったのを今年5年間だと思っておりますが延長されておりますので、この有利な7割支援ということでありますので使いたいところですが、議員もご案内のとおり耐震性防火水槽は1基当たり1,500万円から2,000万円するんですね。そうすると、これを例えば仮に100基造ったというと20億円最大でかかると。これもかなり厳しいだろうなということで、この辺のところは計画的にやらざるを得ないなと考えているところでございます。

続きまして、最後でございますけれども、住宅用火災警報器の更新推進についてでございます。

住宅用火災警報器については、住宅火災による死者の低減を図るため平成18年の6月に消防法令が改正されまして、平成23年に全ての住宅への設置が義務づけされております。平進介議員は消防本部の消防長のほうを経験されていらっしゃいますのでこの辺は詳しくご存じだと

と思いますが、長井市では共同購入につきまして平成20、平成21、平成22年度に消防団のご協力をいただきまして平成24年度に地区町民連合会及び各地区長様にご協力をいただきまして、市民の皆様には合計で3,880世帯、8,577個の住宅用火災警報器を購入いただいております。これは共同購入ということですね。

令和3年度の住宅用火災警報器の設置率については、消防本部に確認しましたところ西置賜管内の設置率は86.8%となっており、寝室や階段等に法令で定めるとおり設置していただいている条例適合率は、これはちょっと下がりました63.1%となっておりまして、長井市についてもほぼ同程度の設置率とのことでございます。

昨今の住宅火災による死者が非常に増えているわけですが、その多くの原因が6割が逃げ遅れとされておりまして、火災件数自体は起きている時間帯が多い一方で、火災による死者は就寝時間帯の方が多いとの調査結果が出てることから、寝室と階段に設置することとされております。この住宅用火災警報器の普及によりまして、平成29年から令和元年の3年間における国の調査では住宅火災における死者数及び焼損面積は半減しまして、損害額も4割ほど低減しているとの結果が公表されております。

当市におきましても、最終の平成24年度の共同購入を含め購入、設置いただいてからおおむね10年を経過しておりますので、今後市報等でも本体確認のお願いを掲載するとともに、地区長会や自主防災組織等とも相談させていただきながら今後の対応を検討してまいりたいと思っております。

なお、共同購入は以前はしたんですが、今はホームセンター等で安価で購入できるということですが、やっぱり問題なのは高齢者世帯でなかなか取付けが難しいという方もいらっしゃるかと伺っておりますので、最初に共同購入した際に消防団のほうにご協力いただいたり、あるいは地

区長さんにご協力いただいて協力金として市のほうからも若干の謝礼はさせていただいていますが、そのことも含めましてどうしたらそういった場合の命を救うようなことがきちっとできるかということをご関係団体と協議しながら、今後共同購入等々必要とあればやっていきたいと考えているところでございます。

○浅野敏明議長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 私のほうからは、メンタルヘルス、職員づくりの方向性と対応策についてお答え申し上げます。

初めに、メンタルヘルス不調の社会的状況について簡単に触れさせていただきます。

去る2月9日に市の管理職を対象にゲートキーパー養成メンタルヘルス対策研修会を開催したわけですが、その講師の県立保健医療大学の安保教授のお話では、鬱やアルコール依存症等を含めた全ての精神疾患等、これはおおむね厚生労働省の指針の定義、広い意味での精神及び行動の障害と同義語と思われまじけれども、それを含めると障害の有病率は45%を超える。これどういうことかと申し上げますと、メンタル不調は現代社会では2人に1人と言われるがんの罹患率並みに、職場に限らず家庭でもどこでも誰でも高い確率で起こり得るということだそうでございます。

私の管理監督者としての職員面談の経験から、メンタル不調の原因は必ず職場の問題だけには限らず、家庭、育児、夫婦・親子関係、親の介護、クレーマー被害的なものまで含めると様々な要因が絡み合っているケースが多く、解決はそう簡単ではないことを実感しております。まずはこういった点をご理解いただいてからということをご答弁を申し上げたいと思いません。

メンタルヘルス不調の職員の発生は、職場において職務遂行能力の低下や休業による労働力の損失に加え周囲の職員の負担増となり、結果

として公務能率の低下を招きます。

また、事業者が労働契約上の債務として労働者に負っているいわゆる安全配慮義務の観点からも、適切な措置を講じることが必要だと考えております。

メンタルヘルス対策は安全衛生体制の整備が前提となりますが、市は関係法令等の規定に基づき衛生管理者、産業医、安全衛生委員会等を設置し、厚生労働省の指針等を踏まえながら一次予防対策（実態の把握、予防的対策）、二次予防対策（早期発見、早期対応）、三次予防対策（職場復帰、再発の防止等）を講じているところでございます。

メンタルヘルスケアの具体的施策の実施方策としては、1つにはセルフケア、2つにはラインによるケア、3つには産業保健スタッフによるケア、4つ目には専門家によるケアの4つのケアがございます。この内容について詳しくは申し上げますが、この4つのケアの観点を踏まえ具体的対策として特に重要と考えておりますのは、1つにはストレスチェック、2つには職場環境づくり、3つ目は職員相談の3点でございます。

1のストレスチェックにつきましては、平成26年度、労働安全衛生法の改正により事業者には義務づけられたものでございまして、職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスの気づきを促す、課等の集団分析の結果を職場改善につなげる、高ストレスの職員の申出に応じて面接指導を行う、必要に応じて就業上の措置を講じることとございまして、月の時間外労働時間が100時間を超えた職員の申出があれば医師による面接指導が義務づけられておりまして、医師から結果、それには就業上の措置の意見も含むわけですが、報告を受け所要の対応を行うこととしております。

2番目の職場環境づくりでございますが、職場における職員のストレス要因を軽減し、メン

タルヘルス不調を発症あるいは発症するおそれのある職員の相談、面接指導を促すことが目的でございまして、具体的には職場管理上の措置として職員の能力、適性に合わせた職務内容の変更や人事配置、適時適切に相談できる窓口の設置、職員のメンタルヘルスに関する知識の習得等を促すとともに、管理監督者に対するカウンセリングマインドに重点を置いた研修の実施等が重要と考えているところでございます。

3つ目の職員相談につきましては、相談に応じて勤態上の問題の解決、メンタルヘルス不調の発症の予防や適切な症状の治療につなげることが目的でありまして、管理監督者は職員一人一人の健康状態の把握に努め変化に気づき、職員への声がけを行い相談を受けるきっかけをつくるのが早期解決につながると考えているところでございます。

メンタルヘルス対策で特に留意すべきところは、ただいま申し上げた3つの取組が密接に関連していることとございまして、この3つの取組の中核となりますのはやっぱり職場環境づくりだと考えておりまして、職員一人一人のメンタルヘルスへの理解がなければ職員相談の活用も図れず、メンタルヘルス不調により病休休暇等を要する職員や職場復帰後の周囲のケアも難しく、メンタルヘルス不調の発症や症状悪化を助長しかねない。職場環境づくりのキーマンとなる管理監督者のストレスチェックの分析活用や、カウンセリングマインドに重点を置いた実務的な研修、具体的なスキルの一層の習得が不可欠だと考えているところでございます。こうした点を念頭に置きながら、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務管理部門それぞれの役割を果たし、お互いに連携して組織全体としてメンタルヘルス対策、職員づくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○浅野敏明議長 9番、平 進介議員。

○9番 平 進介議員 それぞれにご答弁をいた

だきました。

最後のほうから再質問といいますか、申し上げていきたいと思えます。

このメンタルヘルスの部分については、なかなか難しいところがあるんだと思っております。先ほど副市長からありましたとおり、職場、仕事だけではない、様々な要因あって、家庭環境などいろいろあると。こうしたものが絡まって、様々な症状が出てくるということだと私も理解しております。

ストレスチェック、それから2つ目の職場環境づくり、職員の相談が重要ということですが、企業は人なりという言葉がありますが、やっぱり人材こそ最大の財産という意味だと思っておりますし、これは民間企業だけでなく自治体も同様の考え方があっていいと思っております。

今、長井市は人事評価を行っていると思えますが、この中で管理職が所属職員と直接話し合い、やり取りをするという場面が年2回以上あると思うわけですが、そうした管理職と課内職員との対面での面談、こうしたものでもう少し気づきなんかも出ないものかなということをおもうわけです。やっぱり職員に寄り添える、職員の考えを思い、悩みなどを聞けるような管理職を育てるというようなことも大事だと思えますので、ぜひそうした観点からも人事行政管理をしていただきたいと思えますし、こうしたことが結果的に市民サービスの向上につながっていくものだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

あと市長のほうにお伺ひいたしました災害等から高齢者等を守る対策の推進、3つほどお話しさせていただいて、市長からそれぞれ地区長さんや民生委員、自主防災組織等と連携をしながら取り組んでいくというお話をいただいて大変心強く思うわけですが、やっぱり高齢者の方は身近な人に来てもらって相談に乗ってもら

と、その登録申請だったり個別計画も進んで了承してもらえるとということもあるんだと思えます。地区長さんも2年に1回とか3年に1回替わってしまうというようなこともあるわけですが、しかし地区長さん、民生委員そして自主防災組織の方については、分かりませんが、組織としては一番長くなるのかなという思いなどもありますが、とにかく身近な方に関わってもらって、例えば支え合うような連絡会議とかそういったものをつくっていただけないかという感じもしたところです。

あと、この災害時に無事を知らせる黄色の旗で、館町南地区は昔から防災を頑張っておられるということで長井市内の見本になっている地区でありますけれども、こうしたところで既にやろうとしているということで大変ありがたいなと思っております。

この黄色の旗230枚ほど準備して配布して、避難訓練とかに活用するというところでありますが、こうした黄色い旗を長井市独自で準備して配布するということなどもできれば今後考えていただければありがたいと思えます。ぜひ高齢者の方々に寄り添った行政を内谷市長を先頭に取り組んでいただければ大変ありがたいと思えますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

小関秀一議員の質問

○浅野敏明議長 次に、順位4番、議席番号13番、小関秀一議員。

(13番小関秀一議員登壇)

○13番 小関秀一議員 緑風会を代表して、3定例会代表質問をさせていただきます。

まずもって、お昼のニュースでロシアのウク